無断複製・転写・頒布等を禁じます

宅地建物取引業法③

宅地建物取引士

○×式確認問題

【問題】

＊　解答をするときは、必ずどこで判断したかを、下線を引くなどして明確にチェックを入れて、正誤判断をすること。不明なところは？マークを入れておくと後から復習しやすい。

1　宅地建物取引士の登録を受けている者は、宅地建物取引士証の交付を受けていなければ、宅地建物取引業法第35条に規定する重要事項説明を行い、書面に記名することができない。

2　宅地建物取引士の登録を受けるには、宅地建物取引士資格試験に合格した者で、２年以上の実務経験を有するもの又は国土交通大臣がその実務経験を有するものと同等以上の能力を有すると認められたものであることを要しない。

3　宅地建物取引業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者は、専任の宅地建物取引士となることはできないが、専任ではない宅地建物取引士となることはできる。

4　宅地建物取引士の登録を受けているＡが、住所又は本籍を変更した場合、30日以内に、登録している都道府県知事に変更の登録を申請しなければならない。

5　甲県知事の登録を受けている宅地建物取引士Ａが従事している、甲県知事の免許を受けた宅地建物取引業者Ｂが、その本店を甲県内において移転した場合、Ａは、甲県知事に対して、遅滞なく変更の登録を申請しなければならない。

6　甲県知事の登録を受けている宅地建物取引士Ａが、乙県知事から宅地建物取引士としてすべき事務の禁止処分を受けたときは、速やかに、宅地建物取引士証を、乙県知事を経由して甲県知事に提出しなければならない。